

# こんにちは！ 『全老健事故検討会』です！

## ～介護施設の『過失』・『予見可能性』をどう考える？～ 〔前編〕



こんにちは。全老健事故検討会 委員長の山野です。

さて、今回の事故検討会通信では、施設で発生したアクシデントの『賠償責任』の考え方について取り上げたいと思います。

全老健の事故検討会ではこれまで多くの重大事案についてお取り扱いしてまいりましたが、「過失」や「予見可能性」等をどのように考えるかが毎回の焦点になっています。

検討会やランチョンセミナーでは、検討会メンバーでもある二番町法律事務所の古谷弁護士(同じ事務所の島戸弁護士)、同じくメンバーである弁護士法人おかげさまの外岡弁護士(同じ事務所の武田弁護士)から、大変参考になるご助言をいただいているところです。

事故検討会通信では、この「過失」・「予見可能性」の考え方について、昨年の全国大会(山口)における武田先生の講義を参考に、2回に分けてご紹介いたします。

本号では、事例の概要紹介と「過失」・「予見可能性」の考え方を整理し、次号で本事例に対する具体的な考え方を『解答例』としてお届けしたいと思います。

### 事故検討会通信のご活用

事故検討会では、5名の医師と2名の弁護士で全老健団体保険制度加入施設で発生した重大事故について意見を交わしています。今回は、そのうちの一つの事例を用い「過失」や「予見可能性」について掘り下げて考えていきたいと思います。スタッフの皆さんで意見を交わしてみてください。『事故検討会通信』は、定期的に発行予定です！



転倒しているところを発見。搬送先医療機関で「そもそも施設で骨折しなければこのようなこと(死亡)にならなかった」と言われた事例

## 『転倒』と『死亡』の責任は？

### 事例概要

- 利用者(94歳女性、要介護3)  
〔障害高齢者の日常生活自立度A-2、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲa〕
- 認知症、骨粗鬆症の既往あり。
- 午前4時頃に居室内のベッドから少し離れた場所に左側臥位で倒れているところを発見(転倒する場面は目撃していない)
- 事故が起きる直近数か月では、この時間帯にベッドから歩くことはなかった
- 事故前日に家族と面会し、少し興奮していた
- 左股関節部分の痛みがあり、手術
- 手術の翌日に心肺停止で死亡

### 1. 過失の考え方

#### ●施設側の法的な「責任」とは何か

- ✓ 損害賠償の責任があるか否か  
(被害者に対して慰謝料などを払う必要があるか)。
- ✓ 損害賠償の責任は、施設側に「**故意**または**過失**」がある場合に限られる。

#### ●「過失」とは何か

- ✓ 「**故意**」は、**わざとやった**こと(意図的)。
- ✓ 「**やるべきことをちゃんとやらなかったために、事故が起きてしまうこと**」を、法律の世界では「**過失(かしつ)**」という。
- ✓ 交通事故で「前をよく見てなかった」「事故を起こしたけど救急車を呼ぶのが遅くなってしまった」のと同じ。  
介護の現場でも、確認不足・対応不足で事故が起きる。

例えば！

利用者さんを車いすで移動させるとき、本来なら「ストッパーをかけてから乗せる」ことが必要です。でも、それを忘れてしまって車いすが動いて転倒してしまった場合、「わざとじゃないけど、注意が足りなかったよね」となる。これが「**過失**」です。

## 2. 民事上の賠償責任の発生要件

民事上の責任とは、被害者が被った損害を金銭的に評価し、加害者側が賠償する責任です。この責任を加害者側が負わなければならない場合、つまり民事上の責任の発生には、主に次の3つの要件が必要となります。

### ①故意または過失

事故の発生の危険性を予見し(予見可能性)、かつ、回避の適切な措置を講ずるべきなのに(結果回避可能性)、それを不注意により怠った場合に、「過失あり」と判断されます。(ただし、「故意」の場合には保険の対象とはなりません。)

### ②損害の発生

現実に被害者が亡くなったり、ケガをしたりというような事実が要件となります。損害の発生がないのに、責任を負うことはありません。

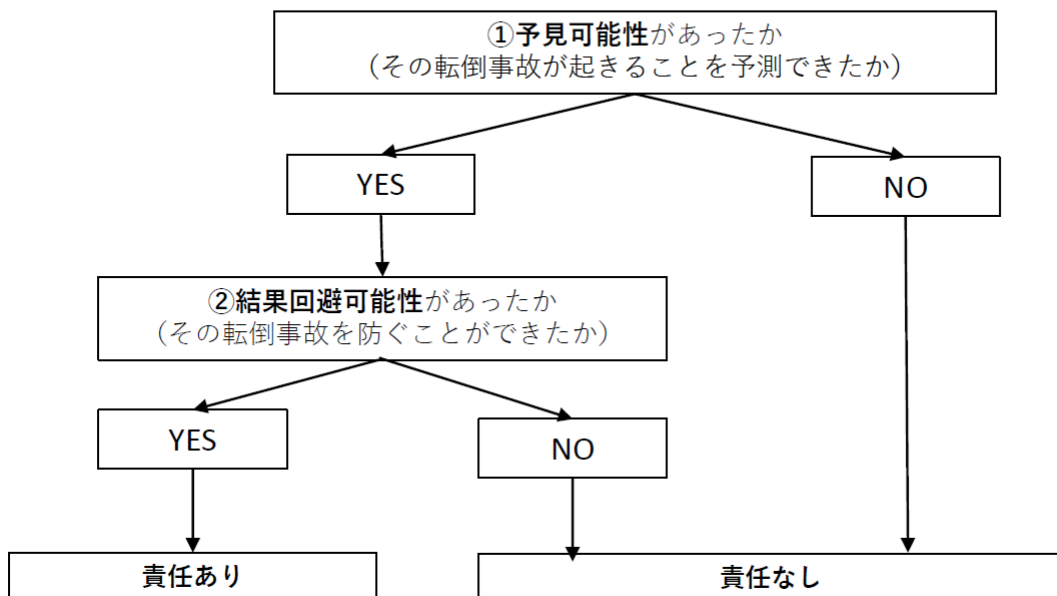
### ③因果関係

前記の「故意または過失」を原因として「損害が発生」することが要件となります。

## 3. 予見可能性と結果回避可能性

前述の2, ①にあるとおり、「過失あり」とされるには、「危険性を予見できること」(予見可能性)と「結果を回避する適切な措置を講じることが可能であること」(結果回避可能性)の2つの要素が認められる必要があります。それでは、「予見可能性」と「結果回避可能性」の関係はどのように考えたら良いのでしょうか。以下のフローチャートで示されているように、予見可能性が認められて初めて、結果回避可能性が認められることとなります。これが過失の有無を考える際の「大きな道筋」となります。

# 予見可能性と結果回避可能性



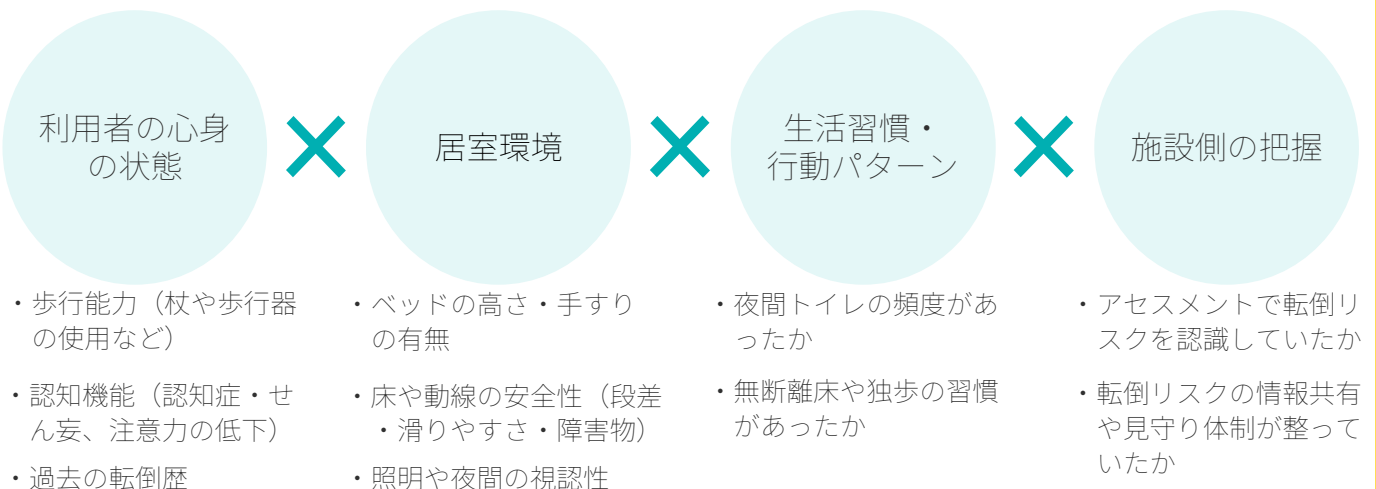
## 4. 個別の状態像を踏まえて予見可能性を考える

- ◆フローチャートで責任「あり」「なし」にたどり着いたと思いますが、介護事故においては、「予見可能性」の判断が過失の有無を判断する出発点となります。
- ◆まずはこの「予見可能性」の有無を判断する必要がありますが、これは細かく利用者の状態などを考察して判断していく必要があります。
- ◆次の図で一つ一つ確認をしてみましょう。



### 予見可能性はどうやって判断するか？

どのようなケースでその転倒事故が起きることを予測できたと言えるのか



いかがでしょうか？

まずは、介護現場・老健施設でのアクシデントをどのように整理するかが見えてきたのではないかと思います。

今回は、冒頭の事例をこの整理に当てはめて「本事例をどのように考えるか」模範解答をお届けしたいと思います。それまでの間、皆さんで検討してみてください。

では、次号をお待ちください。

### 万が一のトラブルに早期解決の一手

全老健の団体保険『介護老人保健施設総合補償制度』をお薦めします！

- ▶ 対応方針などの弁護士相談（賠償事故・示談交渉支援サービス）
- ▶ 利用者・家族に見舞金をお支払い可能な「利用者傷害見舞金制度」
- ▶ 利用者の治療費・入院費を負担可能な「利用者治療費用補償特約」

お問合せ先：全老健共済会 保険事業課 電話番号03-5425-6900（営業時間：土日祝日を除く9:00～17:45）